

▼EUとのEPA大筋合意

▼TPP上回る譲歩に不信感

日本と欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）交渉が大筋合意した。政府は早速、打撃が懸念される農林水産業の体質強化対策などを柱とする国内対策の基本方針を策定。米国を除く11カ国での環太平洋連携協定（TPP）発効に向けた協議も踏まえて政策を整理し、今秋にも「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂する方針を示す。ただ、十分な情報開示や説明のないまま水面下で交渉を進め、チーズなど一部の農産品でTPPを上回る譲歩に踏み切ったことに、生産現場は強い不信感を抱く。特に打撃が懸念される国内酪農現場などでは先行き不安が広がっている。

▼チーズは大幅な市場開放

大筋合意では、焦点のチーズの関税で、ソフト系チーズについて横断的な関税割当を新設する。実質的にTPP合意を上回る内容で、枠数量は初年度の2万トから3万1千トまで16年かけて拡大するとともに、段階的に関税を削減し、16年目に無税となる。また、ハード系チーズはTPPと同様に16年目で関税を撤廃。脱脂粉乳とバターは、生乳換算で合計1万5千ト（6年目）のEU枠を新設することで合意した。

豚肉と牛肉はTPP並みの譲歩を容認し、うち豚肉は、差額関税制度は維持しつつ、10年かけて従量税を段階的削減。従価税（4・3%）も撤廃する。このほかパスタなどの加工品は11年目で関税を撤廃し、ワインは即時関税撤廃となる。一方、米は関税撤廃・削減対象から「除外」を獲得。麦も現行の国家貿易制度の維持などを確保した。

▼畜産・酪農対策を拡充へ

EU産チーズの輸入増に伴う国内の牛乳・乳製品の需給混乱など国内酪農を中心に悪影響が懸念される中、政府は国内対策の基本方針で、農業の輸出産業を目指して体質強化対策を進める方針を明記。チーズなど乳製品については、原料乳の低コスト・高品質化の取り組み強化などを掲げた。畜産の経営安定対策（牛・豚マルキン等）の検討も盛り込んだ。

また、EU側は、日本の輸出重点品目である牛肉や茶などを含め農産物関税の即時撤廃を容認した。政府は輸出振興に向け輸出条件の改善などを加速する方針を記述。国内外での農林水産物の消費拡大対策なども幅広く検討するとした。

▼なし崩しの譲歩認めぬ

政府は、11カ国でのTPP発効を目指して協議を主導しており、米国との経済対話も控える。なし崩しの譲歩を容認する流れが続けば、農家の生産意欲低下を招き、取り返しのつかないことになりかねない。

日EUのEPAは2019年の発効を目指すとするが、発効となればEU産品との競争激化は必至だ。政府は交渉経過や影響分析など今回の大筋合意内容を十分に検証・開示するとともに、再生産が見通せる万全な農業対策を構築し、生産現場が納得できる説明責任を果たす必要がある。